

長野県教育文化厚生協会の寄附金控除（還付申請）の確定申告マニュアル

このマニュアルは、給与収入のみの場合のものです。医療費控除等を行う場合などは、入力すべきことが増えますので、ご注意ください。

◆準備しておくもの

- 源泉徴収票、銀行口座（還付金を振り込んでもらう本人名義の口座）
- 寄附金受領証明書・税額控除に係る証明書（生協マイページサービスからダウンロードする）
- マイナンバー（記入する方は、マイナンバーカードまたは通知カードが必要）

- 1 インターネットで「国税庁 確定申告」で検索する。下の画面で「確定申告書等の作成はこちら」をクリック。



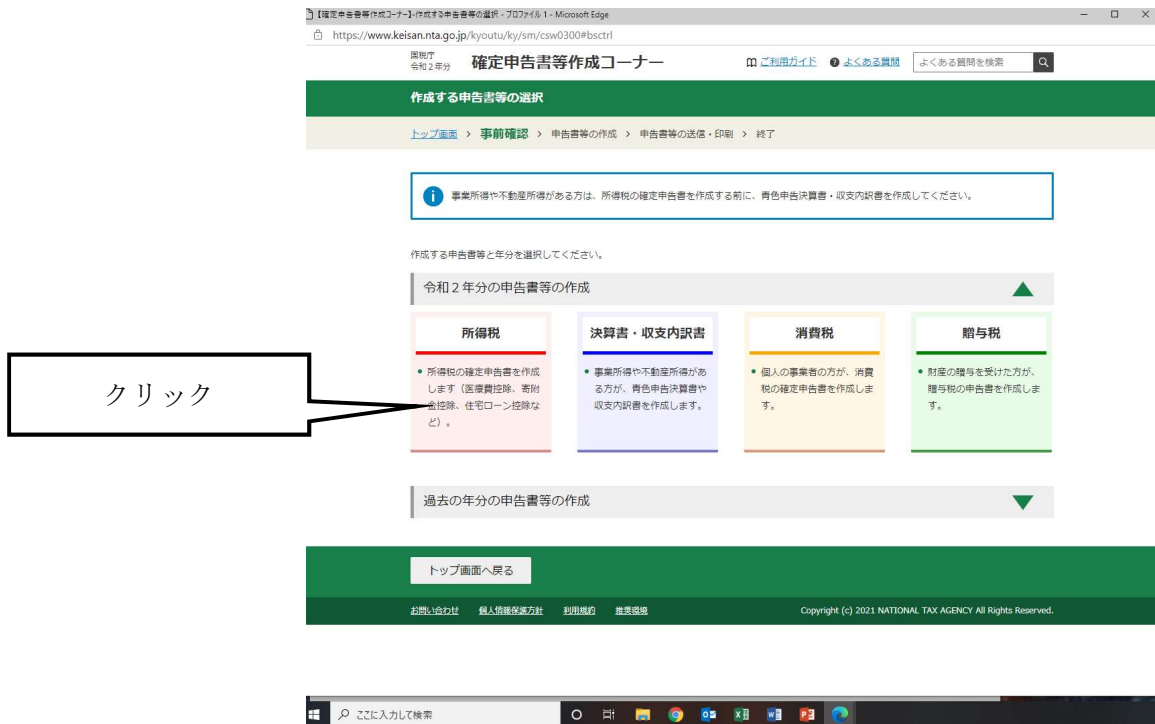
- 2 「作成開始」をクリック。



3 「印刷して提出」をクリック。



4 「所得税」をクリック。



5 以下、画面の指示にしたがって、入力していく。

6 給与・生命保険料等を入力した後の下の画面で「寄附金控除」をクリック。

所得控除 (単位:円)

所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (「？」をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除	入力する		
医療費控除	入力する		
社会保険料控除	訂正・内容確認	✓	940,571
小規模企業共済等掛金控除	入力する		
生命保険料控除	訂正・内容確認	✓	50,000
地震保険料控除	入力する		
寄附金控除	入力する		
寡婦・ひとり親控除	入力する		
勤労学生控除	入力する		
障害者控除	入力する		
配偶者控除	入力する		
配偶者特別控除	入力する		
扶養控除	訂正・内容確認	✓	380,000
基礎控除			480,000
合計			1,850,571

※ ・ 災害により住宅や家財に被害を受け、雑損控除と災害減免法による税金の減免のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）について有利な方法を自動で判定し計算します。
 ・ 支出した寄附金について、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して適用できる場合は、所得税額（国税）が最少となるように自動で判定し計算します。

7 寄附金控除の入力で下の画面は、住所地によって違うので注意してください。

寄附金の種類

寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら

公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金

「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」は、主催者等より発行された「税額控除に係る証明書」をお持ちの方は、「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択してください。

該当するものを選択してください。

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

【参考】

ホームページの検索例はこちら

支出した寄附金の金額

円

長野市・松本市など、P5の表で「1」の方は、一番上にチェックする。

飯田市・安曇野市など、P5の表で「2」の方は、2番目にチェックする。

- 8 入力を完了して確認をしたら、印刷をしてください。印刷の最終ページに税務署の宛名があります。これを切り取って、封筒に貼ります。提出についての説明も印刷されるので、その指示にしたがって、必要書類を入れて、所定の切手を貼って投函してください。

以下の添付書類を準備してください。

適用した団体等から交付を受けた寄附金の受領証等

添付書類の提出準備

確定申告書の提出

提出書類	印刷した提出用の申告書等や上記添付書類
提出先	住所地の所轄の税務署（右下に表示されている税務署）
提出期間	令和2年2月14日（火）から3月15日（月） ただし、遅付申告書は令和2年1月から提出可能
提出方法	以下のいずれかの方法で提出してください。 ・郵便又は信濃便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の特設外収受箱へ投函
控用の申告書に收受日付印が必要な方	控用の申告書も、提出用の申告書と併せて提出してください。 税務署の受付に持参しない場合は、返信用封筒に所要額の切手を貼って一併に提出してください。

送付金の振込について
 送付金の振込先口座は、申告された方の本人名義に限ります（店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合や名義が旧姓の場合は振込みできない場合があります）。
 なお、一部のインターネット専用銀行については、送付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の金融機関にご確認ください。

390-8710
 松本市城西2丁目1番20号
 松本税務署 行

この部分を切り取って、封筒に貼る。

個人市町村民税の寄附金税額控除の扱い

番号 1:適用 2:不適用

市町村名		番号
市	長野市	1
	松本市	1
	上田市	1
	岡谷市	1
	飯田市	2
	諏訪市	1
	須坂市	1
	小諸市	2
	伊那市	1
	駒ヶ根市	1
	中野市	1
	大町市	1
	飯山市	1
	茅野市	1
	塩尻市	1
	佐久市	2
	千曲市	1
	東御市	1
安曇野市	2	
南佐久郡	小海町	2
	川上村	2
	南牧村	2
	南相木村	1
	北相木村	1
	佐久穂町	2
北佐久郡	軽井沢町	1
	御代田町	2
	立科町	2
小県郡	青木村	1
	長和町	1
諏訪郡	下諏訪町	1
	富士見町	1
	原村	1
上伊那郡	辰野町	1
	箕輪町	1
	飯島町	1
	南箕輪村	1
	中川村	1
	宮田村	1

市町村名		番号
下伊那郡	松川町	1
	高森町	1
	阿南町	1
	阿智村	1
	平谷村	1
	根羽村	1
	下條村	1
	売木村	1
	天龍村	1
	泰阜村	1
	喬木村	1
	豊丘村	1
	大鹿村	1
	木曾郡	上松町
南木曾町		2
木祖村		1
王滝村		1
大桑村		1
木曾町		1
東筑摩郡	麻績村	1
	生坂村	1
	山形村	1
	朝日村	1
	筑北村	1
北安曇郡	池田町	1
	松川村	1
	白馬村	1
	小谷村	1
埴科郡	坂城町	1
上高井郡	小布施町	2
	高山村	1
下高井郡	山ノ内町	1
	木島平村	1
	野沢温泉村	1
上水内郡	信濃町	2
	小川村	1
	飯綱町	1
下水内郡	栄村	2